

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の申請に係る  
収入に関する申立書（申請者・扶養義務者用）

簡易な収入申立書に記載した通り、私の今後1年間の収入見込額は

児童扶養手当の対象となる水準で推移する見通しです。

(1)  物価高騰以前から、児童扶養手当の対象となる水準です。

(2)  また、物価高騰の影響により、食費や電気代が高騰し、家計に影響  
があります。

令和 年 月 日

氏名

※ この申立書は、次の場合などにあなたの収入の状況について記載し、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付金申請書、簡易な収入見込額の申立書と一緒に提出してください。

- (1) 家計が急変したわけではないが、食費等の物価高騰前から収入が児童扶養手当の対象となる水準であって、食費等の物価高騰後の収入としても同程度の水準で推移する見通しである場合
- (2) 離婚等により令和5年4月以降に児童扶養手当の受給資格者となった者であって、受給資格者となった後1年間の収入見込額が、児童扶養手当の対象となる水準にあつて食費等の物価高騰の影響を受けている場合